

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定のうえ、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するので、下記のとおり告示する。

令和4年8月18日

釧路市長 蝦名大也

記

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 事業名 市立釧路総合病院入院セット提供業務
- (2) 事業概要 事業者は、市立釧路総合病院において、別に定める仕様書に基づいた入院セット提供業務を行う。
- (3) 事業期間 令和5年（2023年）2月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後または再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (3) 釧路市暴力団排除条例第2条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。
- (4) 公告の日から協定書締結の日までの間に、釧路市長から指名停止等措置を受けていないこと。
- (5) 当院が指定する期日から「市立釧路総合病院入院セット提供業務仕様書」に基づき、事業の実施を行うことができること。（第一交渉権者選定後から本事業に関する準備を開始し、当院が指定する期日より本事業に係るサービス提供が可能な体制を構築すること。）
- (6) 北海道内に本店、または支店、営業所（法人登記していること）があること。
- (7) 業務の一部または全部の遂行が困難となった場合に備え、代行による体制を整備していること。

3 担当部署

郵便番号 085-0822 釧路市春湖台 1 番 1 2 号
市立釧路総合病院 事務部医療管理課診療情報管理担当
電話 0154-41-6121 (内線 1330)

4 参加申請書の提出等

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のとおり参加申請書及び関係書類を提出しなければならない。

ア 提出書類

- (ア) プロポーザル参加申請書 (様式 1)
- (イ) 誓約書 (様式 2)
- (ウ) 前記 2(6) の要件を満たすことを証明する書類

イ 提出期間

令和 4 年 8 月 1 8 日から令和 4 年 8 月 3 1 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
9 時から 1 6 時 3 0 分まで

ウ 提出先

「3 担当部署」に同じ

エ 提出方法

持参又は郵送 (書留郵便に限る) による。なお、郵送する場合においては、提出期間内に必着のこと。

(2) 公募型プロポーザル方式参加表明に関する書類は、「3 担当部署」において、この告示の日から配付する。また、市立釧路総合病院ホームページにも掲載する。

(3) 提出書類を提出期限までに提出しなかった者は、公募型プロポーザル方式に参加することができない。

(4) 提出された参加申請書及び関係書類により参加資格の審査を行い、審査結果を別途通知する。

(5) その他

- ア 提出された書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された書類は、提出者に無断で使用しないものとする。
- ウ 提出された書類は、返却しない。

5 企画提案書の提出等

(1) 参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。

ア 提出書類

- (ア) 様式 4 プロポーザル提案書
- (イ) 様式 5 会社の概要及び実績等
- (ウ) 様式 6 市立釧路総合病院入院セット提供業務に係る企画提案書

イ 提出期間

令和4年9月16日から令和4年9月29日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から16時30分まで

ウ 提出先

「3 担当部署」に同じ

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）による。なお、郵送する場合には、提出期間内に必着のこと。

- (2) 公募型プロポーザル方式企画提案書に関する書類は、「3 担当部署」において、この告示の日から配付する。また、市立釧路総合病院ホームページにも掲載する。
- (3) 提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。なお、ヒアリング審査の日時、場所等は別途通知する。
- (4) 提出書類を提出期間までに提出しなかった者は、公募型プロポーザル方式に参加することができない。
- (5) その他
 - ア 提出された書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、提出者に無断で使用しないものとする。
 - ウ 提出された書類は、返却しない。

6 最良の提案をした事業者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした事業者を選定する。

7 非特定理由に関する事項

最良の提案をした事業者を選定されなかった者に対して、その旨及び理由を書面により通知する。

8 契約手続

特定者を見積徴取の相手方に決定したときは、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。）の規定により契約手続を行う。

9 契約保証金

- (1) 当該契約の締結に際し、契約規則第29条の規定に基づき、当該契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) (1)にかかわらず、契約者が契約規則第30条のいずれかに該当するときは、契約保証金を

免除する。

10 契約書作成の要否
要

11 その他

- (1) ヒアリング審査結果及び特定者名は公表する。
- (2) 公募型プロポーザル方式において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 詳細は、別紙「市立釧路総合病院入院セット提供業務プロポーザル実施要領」による。

※本告示についての問い合わせ先

〒085-0822 釧路市春湖台1番12号

市立釧路総合病院 事務部医療管理課診療情報管理担当

電話 0154-41-6121 (内線 1330)